

目 次

- 長野県市町村職員共済組合会会議規則の一部改正について 1
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について 2

公告第9号

長野県市町村職員共済組合会会議規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合会会議規則の一部を次のとおり改正することについては、令和3年5月25日招集の第172回組合会において議決されたので公告する。

令和3年5月25日

長野県市町村職員共済組合
理事長 竹 節 義 孝

長野県市町村職員共済組合会会議規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合会会議規則（昭和37年制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「議場に参集」の次に「(オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用して出席する議員にあっては、指定された場所との通信を確立)」を加える。

第54条第1号中「場所」の次に「(当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

公告第10号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、令和3年5月25日招集の第172回組合会において議決されたので公告する。

令和3年5月25日

長野県市町村職員共済組合
理事長 竹節義孝

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和46年制定)の一部を次のように改正する。

様式第1号から第1号の3までを次のように改める。

様式第1号(第8条関係)省略

様式第1号の2(第8条関係)省略

様式第1号の3(第8条関係)省略

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。